各宅地建物取引業関係団体の長 様

三重県県土整備部 建築開発課長

土砂災害警戒区域等の指定及び指定の解除について

平素は、本県の不動産行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて今般、下記の市町において、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域 等が下記のとおり指定及び指定の解除がされましたので、重要事項説明等においてご留意願いま す。

記

指定・解除地区:いなべ市藤原町古田 外、員弁郡東員町長深 外、四日市市川島町 外

伊勢市矢持町床木 外、度会郡玉城町中角 外、度会郡度会町平生 外

指定・解除年月日:令和6年3月29日

告示番号: (指定) 三重県告示第263~268号、第270~275号

(解除) 三重県告示第269号、第276~281号

※県公報及び指定区域図などについては、次のリンク先をご参照ください。

◆県公報

https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001129272.pdf

◆指定区域図など

https://www.pref.mie.lg.jp/HOZEN/HP/06770006284_00003.htm

事務担当 : 建築開発課 宅建業・建築士班 藤島

tel 059-224-2708 fax 059-224-3147

e-mail kenchiku@pref.mie.lg.jp